



KIDSDOOR  
FUND

認定NPO法人キッズドア基金

# 認定NPO法人キッズドア基金

## 新生活準備奨学金

### 2023年度

進学・就職する**高校3年生・浪人生(1浪)**対象の給付金

進学・就職等の**新生活への準備費用**として、

子ども一人につき **10万円**を給付します。(返還不要)

給付人数

**350名**

※所得の状況や作文内容を考慮して審査を行い、受給者を決定します。

申込条件

- ① 2024年4月から進学・就職予定の、  
高校3年生、浪人生(1浪まで) かつ2004年4月2日～2006年4月1日生まれの方
  - ② 仮受給決定後に進学先・就職先を報告できること
  - ③ 所得・家庭の状況に関するいずれかの条件に該当する世帯
- ※その他条件あり。必ず、募集要項(裏面)をご確認ください。

募集期間

2023年**12月21日**(木)～2024年**1月21日**(日)21時

結果連絡

2024年2月中旬(予定)

給付時期

2024年3月中旬～下旬(予定)

応募方法

**WEBエントリー受付中** >>>

[応募フォーム] <https://bit.ly/3vbE912>

※複数名応募の場合は、異なるメールアドレス・電話番号で応募してください。



※詳細につきましては、**募集要項(裏面)**をご確認ください。

<運営> 認定NPO法人キッズドア基金 事務局

お問い合わせ：[info@kidsdoorfund.com](mailto:info@kidsdoorfund.com)

※電話対応はしておりません。

# 新生活準備奨学金 2023年度 募集要項

## 募集期間・申込

2023年12月21日(木)～2024年1月21日(日)21時  
(オンライン申込)

応募フォーム <https://bit.ly/3vbE912>

※双子や施設からの応募など2名以上応募の場合は、異なるメールアドレス・電話番号でそれぞれ応募してください。用意できない場合はお問合せください。

※応募確認メールが届かない場合は、正しいメールアドレスで再度応募いただき、確認メールが届かない場合は、以下へお問合せください。

※キャリアメール(@docomo,@au,@softbankなど)の場合、返信が届かない場合があります。

PCメール(Gmailなど)をおすすめします。

キッズドア基金 奨学金事務局

[info@kidsdoorfund.com](mailto:info@kidsdoorfund.com)

電話対応はしていません。

## 応募条件

① 2024年4月より進学・就職予定の、  
高校3年生・浪人生(1浪まで)、かつ、  
2004年4月2日～2006年4月1日生まれの方  
※ 定時制/通信制高校4年、高卒認定の方も対象です。  
※ 大学・専門学校への再入学・編入、5年制高等専門学校、  
9月から海外大学への進学者は対象外です。

② 所得に関するいずれかの条件に該当する世帯  
ア) 児童扶養手当受給世帯  
※18歳時点で受給対象だった方も可。過去受給証等で確認。  
イ) 令和5年度住民税所得割非課税の世帯(保護者全員)  
ウ) 生活保護受給世帯  
エ) 児童養護施設に入所、里親養育など社会的養護下(親族による養育は含まない)  
オ) その他特別な事情で実質的にア)～エ)の状況にある世帯 例：離婚協議中等の実質ひとり親等  
※受給仮決定後、条件を証明する書類(児童扶養手当受給者証、課税/非課税証明書、生活保護受給者証等)を画像提出いただけます。提出のない方には支給しません。

③ 仮受給決定後に、進学先・就職先を報告できる方(報告後の支給です)

※浪人など、進路未定の方には支給しません

④ 受給後のアンケート調査(オンライン・ハガキ)に協力いただける方。

⑤ キッズドア基金「ゴールドマン・サックス大学受験給付型奨学金」を受給していない方

※他の奨学金との同時受給は可

## 手続きの流れ

オンライン申込 1月21日(日)21時まで

↓ 審査・受給者仮決定

選考結果のお知らせ(メール) 2月中旬(予定)

↓ 応募者全員に可否について連絡

給付仮決定者より振込口座・証明書類の画像提出  
進学先・就職先の報告(3月上旬)

↓ 所得証明等の確認  
※進学・就職先確定が遅れる場合は、  
わかり次第ご連絡ください

給付金(10万円)の支給 3月中旬～下旬(予定)

アンケート回答 3月末～4月上旬(予定)

※選考に関するお問合せには一切お答えできません。  
※所得証明等の書類がない場合、要件を満たさない場合は支給しません。

## その他

・生活保護世帯の場合、高校生の家庭は収入認定になりませんが、浪人生は収入認定となる場合があります。どちらの場合も、事前に必ずケースワーカーにご確認ください。(厚生労働省次官通知第8の3(3)エ参照) “自立更生を目的として恵与される金銭のうち当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額”

## お問合せ先

認定NPO法人キッズドア基金 奨学金事務局

メール: [info@kidsdoorfund.com](mailto:info@kidsdoorfund.com)

電話対応はしていません。

<個人情報の保護について>

申込時に取得した個人情報は、申込者や保護者の承諾なく第三者に提供することはありません。なお、情報を活動報告や統計的分析に使用することがありますが、個人が特定される形で公表することは一切ありません。